

<研究ノート>後水尾上皇・明正天皇の前で奏 楽した琉球人

木土, 博成 / KIDO, Hironari

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

44

(開始ページ / Start Page)

159

(終了ページ / End Page)

179

(発行年 / Year)

2017-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013798>

後水尾上皇・明正天皇の前で奏楽した琉球人

木 土 博 成

はじめに

明治五年、天皇は琉球国王尚泰が派遣した「維新慶賀使」を引見する。⁽¹⁾ おそらく明治天皇にとつて、琉球人を引見したのは初めての経験であった。それでは近世期、すなわち琉球が「異国」のまま島津氏の「附庸」と位置づけられた時期において、天皇ないし上皇に見えた琉球人はいたであろうか。

この問題に言及した上原兼善によれば、寛永三年⁽²⁾に徳川秀忠と将軍家光が京都二条城に後水尾天皇を迎えた際、薩摩藩主島津家久は琉球人を引き連れ上洛していた。そこで「琉球使節の天皇家との対面」があり、近世期における琉球使節と天皇家の対面は、「おそらくこの時が最初にして最後である」

という。一方で近年、板谷徹は寛永三・七・一三年と三度にわたり、琉球楽人が後水尾天皇（寛永六年以降は上皇）に対し、御前奏楽を行ったと指摘している。^④しかし後述するように、上原・板谷の典拠史料の一部には再検討が必要であり、したがって琉球楽人と後水尾の関係についても再考の余地がある。

そもそも近世期において、朝廷と琉球にはどの程度の接点があつたのであろうか。後水尾上皇の死に際し、鳴物停止が琉球にまで及んだことなど、興味深い事例は報告されているものの、^⑤本格的な検討成果は見当たらない。また琉球に限らずとも、近世の天皇は「異国」との関係において、どのような立ち位置にあつたのか。幕末の孝明天皇の排外的志向はしばしば指摘される。^⑥ただし、古代の一時期には天皇が元日朝賀の儀などで「異国人」を引見することもあつたわけであり、^⑦近世前期段階における天皇と「異国人」の接点を明らかにしておく作業も、その前後との繋がり・断絶を考える上では意義があるろう。成立期の朝鮮信使と天皇の関わりについては、大君外交の内実を問うた池内敏に言及するところがあるが、^⑧本格的かつ体系的な分析はまだ緒に就いたばかりである。

そこで小稿では、寛永期に後水尾上皇・明正天皇の前で奏楽した琉球人の存在を取り上げ、近世期の天皇と「異国人」の関係を考える上での基礎的作業としたい。

第一章、先行学説の検証

(1)、寛永三年の禁裏奏楽説について

近年、板谷徹は芸能史の立場から多くの成果を積み上げている。しかし、主に典拠とする琉球国の家譜資料^⑨と、その他の一次史料などをどのように総合的に扱うかといった点で、再考の余地がある。

ここではまず、寛永三年に後水尾天皇に対し、琉球人が御前奏楽を行ったとする通説について、典拠史料を再検討する中で見直すことを試みる。二条城行幸がなされた寛永三年は、近世政治史、とりわけ朝幕関係を考える上で重要な意味を持つ^⑩。上洛した徳川秀忠と家光は、九月六日から一〇日にかけて、二条城に後水尾天皇の一行を招いた。その場で御前奏楽がなされたという立場をとる板谷が、典拠とするのは以下の家譜^⑪である。

〔史料1〕

孟姓五世宗能

(前略)、天啓六年丙寅、奉命為年頭慶賀使赴薩州、朝家久公。同年大守公率領宗能及樂童

子拾余名、赴京都。十一月六日帝王御前於奏樂時、各賜銀子〔数量不詳〕。亦在京都於朝將

軍家光公、而奏樂。後回鹿府事竣。崇禎元年秋帰国。(後略)

ここには、寛永三年に「年頭慶賀使」として島津家久のもとに赴いた琉球人（宗能及樂童子拾余名）^{二九九九}が、一月六日に後水尾天皇の前で奏樂したことなどが記されている。板谷はこれを平成元年に新たに編纂された家譜であると指摘する一方、他史料と状況が符合することから、信用が置けるものと判断している様である。その他史料の一つが、一月一八日付で薩摩藩士の岩切信充が同藩の国許家老らに宛てて書き送ったものである。¹⁹

〔史料2〕

以上

任幸便一書令啓上候、然者琉球之樂人衆爰許仕合能仕舞被申候而、御暇被下候間、今日京都を打立被罷下候、從（明正）禁中様銀子廿枚、從（後水尾）仙洞様卅枚、六条之西御門跡様より拾枚、（近衛信尋）近衛様よりちりめん一卷充被下候、為御納得之申上候、巨細者相良満右衛門尉殿可被申達候、恐惶謹言、

岩切六右衛門尉

霜月十八日

信充（花押）

（島津久元）
下野守様

（藤田政統）
鎌出雲守様

（山田有榮）
山民部少輔様

彈正大弼（局・津久殿）様

參人々御中

岩切によれば、京都において琉球樂人衆による奏樂が無事に終わり、暇が下された。その際、「仙洞様」らから拝領物があつたという。

かつて当史料を紹介した上原は、これを寛永三年の發給に比定した上で、「琉球使節の天皇家との対面があつたとすればおそらくこの時が最初にして最後である」と評価し、板谷もこれを寛永三年のものとする点においては上原と立場を同じくする。しかしながら、寛永三年段階で「仙洞様」、すなわち上皇は存在しない。¹³後水尾天皇の退位は寛永六年のことであり、「仙洞様」とある当史料は、寛永六年以降のものと考えer必要がある。その年次は後で検討するとして、まずは寛永三年の状況を説明する際に用いるのは不適切であることを確認しておきたい。

それでは板谷が挙げるその他の史料はいかがであろうか。

〔史料3〕¹⁴

爾來絶音問背本意候、先以貴邦無為之由珍重々々、仍今度

秀忠・家光

兩將軍被成御上洛、行幸可然相濟、

就中我等儀被任中納言、於仕合者無殘所候間、可安御心候、然者今帰仁同心二而罷渡候衆三人、

今度京都へ召列候、別而神妙ニ奉公相勤令辛勞候、併 行幸之様子共致見物候条幸之至候、将又 薰香合一・印籠きんちやく、致進献之候、聊補書信迄候、恐惶不宣、

(寛永三年) 十一月六日

中納言家久(花押)

進献

(尚書)
中山王

〔史料4〕⁽¹⁵⁾

以上

仲冬初六之 玉書、臘月下旬到来、洗手於霜露拜誦、薰微扑躍不斜候、抑於京都之御仕合無所殘之令示誨、恐幸万悦不過之候、然者為御音問薰香合一・印籠きんちやく并杉原二十帖拜領仕、感戴無極候、 高恩之深蒼海還淺、書紳永佩焉、就中金襴珍物驚目候、将又当年茂可被遊 御上洛候哉、如何奉存候、仍雖是式候、方物七件奉進上之候、其趣相記于別紙候、聊補微志計候、隨而者小童三人指上申候之処、京都迄致供奉、種々蒙 御憐愍、剩天下希代之 行幸拜見仕候由、彼是以冥加不少候、万端忝儀難尺寸楮候、猶奉期来慶之時候、誠惶誠恐敬白、

(寛永四年) 正月十一日

中山王尚豊(花押)

進上 黄門家久尊公

島津家久が尚豊王に宛てた〔史料3〕は「両將軍被成御上洛」とあることから、寛永三年の十一月六日付であると確認でき、その返翰に当たる〔史料4〕は寛永四年のものと考えることができる。これらから、「今帰仁同心ニ而罷渡候衆三人」（史料3）の琉球人が、後水尾天皇の二条城行幸に合わせ上洛していたことは読み取れる。ただし、〔史料4〕で「小童」と記されるこれらの琉球人は、あくまで「神妙ニ奉公」（史料3）・「天下希代之行幸拜見」（史料4）したとされるのみである。これを板谷のように、後水尾天皇の御前で奏樂があつたと踏み込んで解釈するのは、〔史料2〕が寛永三年のものであるという誤前提に立った誤断と言わねばならない。寛永三年に、楽童子が京都まで上つたことは確認できるものの、〔史料1〕が主張するような十一月六日の御前奏樂はなかつたのである。よって、同年に島津家久が従三位中納言へと昇進した事実に触れ、「島津氏が破格の昇進をとげるにおいて、琉球使節同伴の果たした意味が大きかつたことは、先の天皇・公家・門跡の反応（引用者注…〔史料2〕）からも推察されよう」とする上原の見解も、根拠を失う。

（2）、寛永七年の禁裏奏樂説について

引き続き、寛永七年に禁裏御前奏樂があつたとする板谷説を見る。寛永七年四月一日と二一日に、大御所徳川秀忠と將軍徳川家光はそれぞれ江戸桜田の薩摩藩邸に御成をし、家光の御前では琉球楽人による奏樂も行われた。¹⁷ 板谷は、楽人衆が「江戸からの帰途に京でも九月一六日に禁裏での奏樂

があった」との立場をとる。その典拠は、以下の家譜¹⁸⁾である。

〔史料5〕

牧姓三世宗淳

（前略）、八月下旬発江戸、九月十三日経過京都之時、從 帝王承欲聞音楽之宣上故、同十六日奏于楽内裏了。而賜御萬子並加賀秋原一束・銀子三枚退城矣。且在京之間有御免一見洛中也。同月下浣回鹿府、同十一月帰国矣。（後略）

これによれば、「八月下旬」に江戸を發し、「九月十三日」に京都に着いた琉球樂人に対し、「帝王」が音楽を所望したため、「同（九月）十六日」に「内裏」¹⁹⁾で奏樂が行われたという。「加賀秋原」といった拝領物が具体的に示される点などは、本家譜に根拠があることを思わせる。そこで本史料の信憑性については、他史料を通じて検討しておくことにしよう。

〔史料6〕²⁰⁾

爾来絶书信鬱襟而已、抑去四月十八日・同廿一日、御両大樹御成相濟、千喜万悦幸甚々々、然者其地之楽兒、兼日依申談無緩疎被仰付、存慮之外早速參着之故、御成之時分、於前絲竹曲調之

逸興、御快然不斜、因茲終日之御宴酒相達本懷者也、誠々御入魂之真節不淺、今也樂児之衆就帰邦伝一書札、右之謝詞不足、敢寸楮伸必以一使可申達、次雖為輕薄、本朝方物数品祿別紙進入之、聊補寸意耳、恐惶不宣、

(寛永七年)八月廿七日

中納言家久〔判〕

進献

(尚豊)
中山王

本書状は江戸での御成終了後、(寛永七年)八月二七日付で島津家久が尚豊王に送ったものの写しである。傍線部に明らかであるように、八月二七日段階で「楽児」(楽童子)は江戸からの帰途に就いていた。これは「八月下旬発江戸」とある家譜と矛盾しない。したがって九月一三日に京都に着き、同一六日に「内裏」で奏楽したとする家譜の記述は、いまのところ「涼源院殿御記」(国立公文書館蔵)・「孝亮宿禰記(壬生本)」(宮内庁書陵部蔵)・「本源自性院記」(東京大学史料編纂所蔵写真帳)・「泰重卿記(土御門本)」(宮内庁書陵部蔵)・「大内日記」(国立公文書館蔵)などの同時代史料に関連記事は見出せないものの、信を置くことが出来るといえよう。

さて、九月一六日に「内裏」で琉球人による奏楽がなされたとするならば、先行研究が触れなかった重要な論点が浮かび上がる。というのも、琉球楽人が京都に着いたとされる前日、すなわち九月一二日には明正天皇の即位式が挙行されていた²¹。とするならば、その四日後に「異国人」の奏楽が

「内裏」でなされたことの意味をどのように考えたらいいであろうか。ここで思い起こされるのは、祭祀・儀礼終了後の饗宴で、「異国」の楽を奏するという中華の価値体系の存在である。⁽²²⁾〔史料5〕の「帝王」・「内裏」（素直に読めば、明正天皇・禁裏を指す）が後水尾上皇・上皇の居所を指すという可能性もなお残されはするものの、そのような価値体系に通じた公家が、即位式直後の幼帝に「異国人」の奏楽を受けさせるべく画策した可能性は指摘できよう。

琉球楽人がこの段階で京都に居合わせたのは、たまたま江戸からの帰りであったことによるものであったが、「内裏」での奏楽が実現に至ったのは、朝廷側がそこに何らかの意義を見出したからである。一つの家譜資料からの断定は避けたいが、さしあたり寛永七年の事例が、天皇の即位式直後という重要な時期になされたもので、琉球人が天皇もしくは上皇の御前で奏楽した初出例と位置づけられる点を指摘しておく。

第二章、寛永一三年の御前奏楽

以上、寛永三年における禁裏御前奏楽の可能性を否定するとともに、寛永七年には明正天皇もしくは後水尾上皇に対し奏楽が行われたことを論じてきた。本章で検討するのは、寛永一三年の御前奏楽である。板谷の典拠は二つあった。まずは鹿苑寺の鳳林承章（後水尾上皇の従兄弟伯父）の日記『隔

『實記』の寛永一三年一〇月一三日条、および同月二四日条を見よう。⁽²³⁾

〔史料7〕

（寛永一三年一〇月）十三日、（中略）、今日 仙洞、琉球人六人來、奏樂。予雖被 召、御理申、不參。

（中略）

（同月）廿四日、院參。（中略）、今晚於 仙洞、琉球人之音樂聽聞。琉球人六人、其内四人者少年、十四歳、十五歳、十六歳也。二人者三十四五歳、又廿六七歳之者也。少年四人之名、真三郎・思徳・思金・思五郎、二人之者ノ名、ヲハシヤハ・タイラ。^{（小橋川カ）}奏音樂、挽四線・三線・二泉了、酌酉水、献酬之礼、与日本、異也。日本之伶人習琉球樂、此中習了、漸奏之者也。為 勅命、習樂云々。有道之臣在傍、攢眉曰、夷狄之樂、非桑間濮上、而何乎、今習淫声之樂、非好事、為朝之訛哉。

これによれば、寛永一三年の一〇月に、仙洞御所で琉球人の御前奏樂があつた。一三日に記主は參上していないが、二四日には參上し、琉球樂人六人による御前奏樂を聴いた上で、酒宴にも立ち会つている。後水尾上皇が琉球樂を日本の伶人に習わせたところ、「夷狄之樂」であるので「桑間濮上」

〔亡国の音の意〕⁽²⁴⁾ であるとして、「有道之臣」が眉をひそめたという。このように、伶人が「異国」の楽を習ったことに対し、反発する向きもあったことが確認できる。それではこのような機会はいかにして設けられたのか。この点を示唆するのは、板谷が引用するいま一つの史料、家譜である。⁽²⁵⁾

〔史料 8〕

益姓四世里安

〔前略〕、崇禎八年乙亥九月、為小赤頭。日本 帝王欲聞唐音樂。薩州 太守家久尊公承詔命、

以告報中山国。依之得黎氏小橋川親雲上篤宴主樂時、為樂童子。崇禎九年丙子之春到薩州。上於

京都奏樂於 帝王御前矣。經数月帰国時、各拜受白銀。^(寛永一四) 同十年丁丑之春帰国。(後略)

これによれば、寛永一二年の八月段階で「日本 帝王」から「唐音樂」の要望を島津家久が受け、家久がこれを琉球国王に伝え、翌寛永一三年に実現に至ったという。編纂物である本史料の日程などの記載に矛盾はなく、当面はこれが派遣の経緯であったと考えることができる。

以上、板谷によりながら、寛永一三年の御前奏樂を伝える史料を二点挙げてきた。本稿ではこれに、二つの関連史料を付け加えることができる。

まずは、上原や板谷らが寛永三年のものとした〔史料 2〕を思い起こしたい。〔史料 2〕は、宛先の

四家老の並びや名乗りに注目する限り、寛永一三年の発給と断じて良いものである。⁽²⁶⁾つまり、寛永三年のものとして扱われてきた〔史料2〕は、実は寛永一三年の御前奏楽の暇に関わる史料であった。

そこで〔史料2〕により、寛永一三年の御前奏楽にいくばくかの知見を加えよう。一〇月一三日・二四日の少なくとも二度にわたり仙洞御所で奏楽した琉球楽人〔史料7〕は、その後「御暇」が下され、十一月六日に京都を發つて帰国の途に就いた。注目したいのは、その折に琉球人に物を賜った面々である。「禁中様」(明正天皇、後水尾の子女)・「仙洞様」(後水尾上皇)・「六条之西御門跡様」(西本願寺二三世宗主・良如)・「近衛様」(近衛信尋、後水尾の弟)の面々は、鳳林承章ともども、いわゆる寛永文化⁽²⁷⁾を担った後水尾ゆかりの人々である。なかでも注意したいのは、明正天皇から琉球人に対して下賜があつた事実である。「銀子廿枚」は父後水尾の「卅枚」よりは少ないが、この事実はこの度の御前奏楽が明正天皇の前でもなされたことを窺わせる。

その明正天皇の御前奏楽の実態に迫る上で、本稿ではいま一つの史料を挙げることができる。武家伝奏の日野資勝の手になる「涼源院殿御記」寛永一三年一〇月六日・七日条⁽²⁸⁾である。

〔史料9〕

(一〇月六日条) 明日 御幸二候間、四ツ時分可致伺公由長橋殿ヨリ御触候也、

(同七日条) 巳刻已前 朝参候也、烏丸父子・水無瀬中納言伺公也、院中之衆大かた伺公、清閑

寺大納言ハ不参候也、四辻大納言伺公、五撰家衆・撰政殿御父子・近衛殿・竹門主師弟子・梨門主師弟子・仁門主・青門主・一乗院此分ハ参内、撰家門跡御見物之簾中にて御トヲリヲ給候也、桜ノ御庭にて薩摩アヤツリ義氏ト申シヤウルリ仕候、先式三番ヲ仕候、リウキウ人ノ若衆四人（十五才頃ノ由也）参てシヤウルリ仕候所ノ舞台にて管弦又小ウタヲ謡申シヤミセンヲ引申候云々、リウキウ人退出有テ以後各退出申候、

本史料は、かつて安田富貴子が浄瑠璃の薩摩義氏に言及する中で、触れたことがある。⁽²⁹⁾ここで注目したいのは、禁裏で浄瑠璃が行われた舞台に、引き続き「リウキウ人ノ若衆四人」が上がり奏楽をしたという点である。

すなわち、一〇月一三日・二四日の仙洞奏楽以前、一〇月七日段階で琉球楽人はすでに明正天皇の御前で奏楽を行っていたのである。この間の時系列を寛永三年・七年のものとあわせて整理した【表】を参照されたい。寛永一三年の事例は、琉球人による禁裏御前奏楽が確實

【表】

年	月日	出来事	典拠
寛永3		御前奏楽の事実なし	
寛永7	9月16日	「帝王」の求めにより「内裏」で奏楽	「牧姓家譜」(〔史料5〕)
寛永13	10月7日	桜御庭で明正天皇の御前で奏楽	「涼源院殿御記」(〔史料9〕)
	10月13日	仙洞御所で後水尾上皇の御前で奏楽	『隔冥記』(〔史料7〕)
	10月24日	仙洞御所で後水尾上皇の御前で奏楽	『隔冥記』(同)
	11月18日	琉球楽人が鹿児島に向け京都を出発	『旧記雑録』(〔史料2〕)

に判明する初例として位置づけることが出来るのである。

おわりに

以上、本稿では琉球楽人の奏楽について、寛永三年の禁裏奏楽説を否定するとともに、寛永七年には明正天皇、もしくは後水尾上皇の御前で奏楽がなされたらしいこと、および寛永一三年には明正天皇・後水尾上皇の御前で奏楽がなされたことを論証してきた。

近世琉球史の中でも史料が特に限られる一七世紀において、家譜資料が重要であることは論をまたない。しかしながら、例えば本稿で行ったように、薩摩藩側の史料、および公家などの日記と照らし合わせることで、その有用性と限界を見極める作業は欠かせないであろう。琉球史研究において、奏楽といった多分野にわたる領域の事柄を、複数の史・資料群を立体的に組み合わせながら復元していく作業は、まだ始まったばかりなのである。

最後に、琉球楽人が後水尾上皇・明正天皇の御前で奏楽できたことの意義、この点を「異国人」一般の問題、そして琉球固有の問題として、それぞれ整理しておきたい。

まずは第一の点、すなわち天皇の御前で「異国人」が芸能を披露するという営為に関わって。「異国人」による芸能披露は、後水尾の先代、慶長〜元和期の後陽成天皇に対する「高麗人」の事例が知

られている⁽³⁰⁾。ただし同じ後陽成天皇の時でも、(二五九一)天正一九年には秀吉所望の朝鮮使節の参内が武家伝奏に阻まれており、⁽³¹⁾外交使節であった朝鮮人の参内が忌避されたことが窺える。寛永一三年の場合、後水尾上皇の近臣から反発があったのは事実であるが(史料7)、その反発は日本の伶人に「淫声」を習わせたことに対するもので、天皇や上皇の面前で「異国人」が芸能を披露したこと自体に対するものとまでは読めない。寛永七年や一三年の琉球人の事例が朝幕間で問題化した形跡はなく、「異国人」の芸能集団が天皇・上皇の御前に上がることは、近世初期において問題視される性質の事柄でなかった可能性がある。

とはいえ寛永一三年以降、芸能者に限らずとも「異国人」が天皇・上皇の御前に上がることは確認できず、続く事例はおそらく明治までまたねばならない。その最後を飾ったのが琉球人であるという事実は示唆的である。

むしろこれは第二の点、すなわち、琉球の置かれた特殊な地位と関わりを持つものである。かつて池内敏は「大君外交」の内実を問題にする中で、武家の主催する外交から天皇が排除されるとした。すなわち、寛永一三年に朝鮮信使の京都における宿所が大徳寺から本国寺に変更されたのは、「武家の主催する外交行事と朝廷との接触を断つ」、とりわけ「勅命」によってそうした接触を実現する道を断つためであったという。⁽³²⁾他方、寛永一三年の一月九日に信使が京都に到着したまさにその頃、琉球人は明正天皇・後水尾上皇の前で奏楽を行うという対称的な展開を見せている。朝鮮信使が

その名の通り、將軍へ国書を届けるための外交行事であったのに対し、寛永七年・一三年の琉球樂人は、島津氏が引率してきた芸能集団にすぎなかった。いつてみれば「武家の主催する外交行事」の範疇外なのである。外交行事と無関係に宗氏が朝鮮人を引率してくることなど考えられず、したがって朝鮮と琉球の対比に注意するならば、ここには琉球が単に「異国」というだけでなく、島津氏の「附庸」であることの作用を重く見ねばなるまい。

さて、寛永七年・一三年に「異国人」である琉球人が朝廷で奏樂したのは、それに意義を見出した朝廷側の求めによるものであった。他方、寛永一三年以降に「異国人」によるそのような動きが見られないのは、武家側の都合がもたらした結果である。柳川一件後、寛永一三年の朝鮮信使で新機軸が打ち出され、寛永二一年に琉球使節が成立することにより、「武家の主催する外交行事」としての朝鮮人・琉球人の江戸参府の制度が確立し、上洛を遠慮する大名側の自主規制の姿勢とあいまって、「異国人」が朝廷に上がる機会はなくなるのである。その結果、とりわけ「異国人」の存在が高度に政治問題化した近世後期には、「異国人」が禁裏はおろか洛中に入ることさえ忌避する志向が、朝廷においても強まりを見せる。ここでは、「高麗人」や「琉球人」がかつて禁裏で御前奏樂を行った事実などは、もはや顧みられないのである。

【註】

- (1) 真栄平房昭「幕藩制国家の外交儀礼と琉球―東照宮儀礼を中心に―」（『歴史学研究』六二〇号、一九九一年）。
- (2) このような近世琉球の地位の確定については、木土博成「琉球使節の成立―幕・薩・琉関係史の視座から―」（『史林』九九―四、二〇一六年）参照。
- (3) 上原兼善「琉球政策の展開」（同「幕藩制形成期の琉球支配」吉川弘文館、二〇〇一年）。以下、本稿で上原に言及する場合、この論文によることにする。
- (4) 板谷徹「楽童子の成立」（同「近世琉球の王府芸能と唐・大和」岩田書院、二〇一六年）。以下、本稿で板谷に言及する場合、特に断らない限り、この論文によることにする。
- (5) 真栄平房昭「近世日本の境界領域―琉球の視点を中心として」（真栄平ほか編『列島史の南と北』吉川弘文館、二〇〇六年）。
- (6) 藤田覚「幕末の天皇」（講談社、二〇一三年、一七二―一七三頁）。
- (7) 田島公「外交と儀礼」（岸俊男編『日本の古代 七 まつりごとの展開』中央公論社、一九八六年）。
- (8) 池内敏「大君」号の歴史的性格」（同「大君外交と「武威」」名古屋大学出版会、二〇〇六年）。
- (9) 家譜資料については、板谷徹「御冠船踊りまたは王府芸能への視角」（同前掲「近世琉球の王府芸能と唐・大和」）参照。なお、本稿で家譜を引用する場合、那覇市歴史博物館架蔵の写真帳で、適宜校合した。

- (10) 朝尾直弘『日本の歴史 一七 鎮国』（小学館、一九七五年、一三三～一三八頁）。
- (11) 本家譜については、板谷前掲「楽童子の成立」参照。
- (12) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編五』六六号、以下、『後編』五十六六のように略す。
- (13) 『歴代天皇・年号事典』（吉川弘文館、二〇〇三年）。
- (14) 『後編』五十六五。
- (15) 『後編』五十七七。
- (16) 『史料1』の編者が一月六日に奏楽があったとするのは、『史料3』の発給日（二月六日）と合わせたためであろうか。なお、板谷は『史料1』の「朝 將軍家光公、而奏楽」という記述を受けてか、「寛永三年に京で家光が楽童子に出会った」（同「唐・大和の御取合と若衆」、同前掲『近世琉球の王府芸能と唐・大和』）とするが、『史料3・4』を重視する限り、家光による琉球人の引見はなかったものと考えられる。
- (17) そこで琉球楽人による奏楽が行われたことは、木土前掲「琉球使節の成立」ほか参照。
- (18) 「牧姓家譜（翁長家）三世宗淳」（『那覇市史』資料篇第一卷八、家譜資料四）。その他ほぼ同じ内容を持つ家譜に、「欽姓三世清信」（板谷徹「家譜にみられる芸能資料 江戸上り」、『ムーサ』九、二〇〇八年）がある。
- (19) 「帝王」「内裏」について、注（18）前掲家譜「欽姓三世清信」は、「王位様」「内裏奥之殿下」としている。
- (20) 『後編』五十三一八。
- (21) 式の詳細は、「明正天皇即位記」（宮内庁書陵部蔵）参照。

(22) 渡辺信一郎「燕楽七部伎楽の編成」(同『中国古代の楽制と国家―日本雅楽の源流―』文理閣、二〇一三年) 参照。

(23) 『隔黄記』(第一、赤松俊秀校訂、思文閣出版、一九五八年、三六―三八頁)。なお本史料については、音楽史の観点から取り上げた豊永聡美「琉球楽と朝廷」(『歴博』一九四、二〇一六年)も参照のこと。

(24) 『札記』楽記篇。

(25) 板谷徹「家譜にみられる芸能資料三 薩摩上国」(『ムーサ』一〇、二〇〇九年) 参照。

(26) 鎌田政統が家老としての実態を備えるのは寛永一二年三月頃で(『後編』五一―八二〇)、その後、寛永一六年七月頃に出雲守から治部少輔に改める(『後編』六一―三六ほか)。よって(史料2)の発給年次は寛永一二・一三・一四・一五年が考えられる。そこで四家老の居所について見ると、寛永一二年一月段階で島津久元が江戸に(『後編』五一―八六四・九二二)、寛永一四年一月段階で鎌田政統と島津久慶が江戸に(『後編』五一―一五)、寛永一五年一月段階で島津久元が江戸に(『後編』五一―三三五)それぞれ居ることなどから、寛永一二・一四および一五年の発給と考えるのは不自然である。他方、寛永一三年九月一八日付で宛所の四家老に三原重庸を加え、五人で加判した「引付」と題する史料(『後編』五一―九三八)が存在し、宛先の四家老は寛永一三年一月段階で国許に居た蓋然性が高く、(史料2)は寛永一三年の発給と推測できる。

(27) 岡佳子「鳳林承章と『隔黄記』」(岡ほか編『寛永文化のネットワーク―『隔黄記』の世界』思文閣出版、

一九九八年）参照。

(28) 国立公文書館蔵。

(29) 安田富貴子「天下一薩摩太夫小考」(同『古浄瑠璃』八木書房、一九九八年)。

(30) 池内前掲「大君」号の歴史的性格。

(31) 右に同じ。

(32) 右に同じ。

(33) 『対外関係史総合年表』(吉川弘文館、一九九九年)参照。

(34) 池内前掲「大君」号の歴史的性格。

(35) 木土前掲「琉球使節の成立」。

(36) 三宅正浩「近世前期の京都と西国大名」(『日本歴史』七九五、二〇一四年)。

(37) 藤田前掲『幕末の天皇』(一七一～一七二頁)。